

○南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱

令和7年4月30日

告示第75号

改正 令和8年4月1日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の企業等が工場及び事業所の省エネルギー化又はエネルギー効率化のための設備投資をすることで、エネルギー価格等の高騰の影響を抑え、安定した経営を目指す取組に関し、予算の範囲内で交付する南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、企業及び個人事業主（以下「企業等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に所在地又は住所地がある企業又は個人事業主（第一次産業の個人事業主は除く。）
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市内の企業等が工場及び事業所の省エネルギー化等を図るために行う事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 15%以上の省エネルギー改善効果が見込まれる設備等に入替えを行うもの
 - (2) 事業用車両のエコ車両・電動車両への更新（フォークリフト等の特殊車両も含む。）
- 2 前項に規定する事業の実施に必要な業務は、市内業者に発注するものとする

る。ただし、必要な備品及び設置工事を行う者が市内にいない場合は、この限りではない。

3 補助対象事業は、第7条に規定する交付決定日から令和9年2月28日までに完了する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 省エネルギー化等に必要な設備、機器、車両等の購入費
- (2) 省エネルギー化等に必要な設備、機器、車両等の入替えに係る経費
- (3) 補助事業の実施に市長が必要と認める経費

2 補助対象経費のうち、公租公課、消費税、地方消費税その他市長が不相当と認めるものは、補助の対象としない。

3 国及び県が実施する同種の事業で交付対象となった経費は、補助の対象としない。

4 過去に南あわじ市中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付要綱（令和2年南あわじ市告示第80号）に規定する中小企業者等企業力アップ促進事業及び南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱（令和4年南あわじ市告示第41号）に規定する起業等及び空き家等活用支援事業において導入した設備及び購入した備品の更新は、補助の対象としない。

5 補助対象経費が30万円未満のものは補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は当該事業に着手する前に次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 見積書（補助対象経費の内訳が明記されている書類）の写し
- (4) 申請者が法人の場合にあつては、法人の履歴事項証明書の写し
- (5) 申請者が個人の場合にあつては、開業届の写し又は営業形態が確認できる書類の写し
- (6) エネルギー価格等高騰対策事業補助金承諾書（様式第3号）
- (7) エネルギー価格等高騰対策事業補助金誓約書（様式第4号）
- (8) 省エネルギー改善効果の確認ができる書類
- (9) 市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）する。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付すものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が申請の取下げができる期間は、当該通知を受領した日から起算して15日を経過する日までとする。

2 補助事業者は、前項に規定する取下げをするときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出があつたときは、市長は当該申請に係る交付決定を取り消すものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金変更承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更の場合は、前項の申請を必要としない。

- (1) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合
- (2) 補助対象経費の区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
- (3) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合

3 市長は、第1項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、原則として補助金交付の決定後に行わなければならない。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、次に掲げる条件を了承した上で、エネルギー価格等高騰対策事業補助金事前着手届(様式第9号)を市長に提出し、補助金交付決定前に事業に着手することができる。

- (1) 補助事業費の決定がない場合には、事業に係る経費は、全額事業者の負担とする。
- (2) 交付決定を受けるまでの損失費用は全て事業者が責任を負うこと。
- (3) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議の申し立てができない。

(4) その他市長から指示があるときには事業者はそれに従うこと。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにエネルギー価格等高騰対策事業補助金実績報告書（様式第10号）に、請求書及び領収書の写し、省エネルギー化等した設備又は車両等の写真、自動車検査証の写し（車両を購入する場合に限る。）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、エネルギー価格等高騰対策事業補助金額確定通知書（様式第11号）に補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示及び関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿等を備え、かつ、その証拠となる書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 補助事業者は、この事業により取得した財産を、当該財産を取得した日の翌年度から起算して5年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができない。

(事業完了後の経過報告)

第17条 補助事業者は、交付決定を受けた年度の翌年度から3年度目までの間、毎年1回、補助事業に係る事業の経過について、市長が別に定める方法により報告を行うものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示による補助金の交付を受けた者に対する第14条から第17条までの規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。